

Q & A その3

	Q	A
1	事前登録はいつまでにしておく必要がありますか	事前登録は、第2段階の訴訟に進んだ際に、登録された方に個別に案内を送るためのものです。特に期限は定めていませんが、第2段階の訴訟に進む前に登録していただくことをおすすめします。 ただし、事前登録をされていない方でも、対象消費者に該当すれば第2段階の訴訟に参加することができます。
2	通知書はいつまでに送付すればよいですか	① 「契約してから5年以内」という期限がありますので、契約時期がそれに近い方は大至急送付して下さい。 ② 「ビューティースリーが破産したことを知り得てから1年以内」という期限があります。ビューティースリーが破産したのは、2023年9月25日ですので、できるだけ早めに送付してください。
3	抗弁書はすでに提出してあれば、通知書を送付する必要はないですか	抗弁書は、支払い請求の停止に関する内容だけのため、通知書も必ず送付してください。
4	通知書を送ることによるメリットとデメリットを教えてください	メリットは、通知書を送ることで第2段階の訴訟に参加することが可能になり、ライフティに支払った金額の返還を受けられる可能性があることです。 デメリットは、現時点では、特にないと考えています。通知書を送ることのリスクとしては後記Q5のAが考えられます。
5	信用情報に傷がつくのが怖いです。通知書を出すことで信用情報に傷はつきませんか	通知書を出すこと自体で、信用情報に傷がつくということはありません。 ライフティへの支払い請求の停止については、ライフティが信用情報に登録する対応をすることがあります。しかし、過去の国の通達やクレジット業界の自主ルールでは、ライフティが信用情報に登録することは不適切ですので、なくす会として、通知書を送った方に対しては第1段階の訴訟が終わるまで請求を停止するよう、ライフティに申入れをしています。
6	万が一、敗訴になった場合の通知書を送付したことはリスクになりますか	通知書を送付することのリスクについては、上記Q5のAをご参照ください。

7	訴訟に参加することでの不利益はありませんか	訴訟に参加することでの不利益はありません。支払い請求の停止のリスクとしては上記Q5のAをご参照ください。
8	第2段階の訴訟に参加する場合、『手続き参加費用』を一括で支払いきれない場合の支払い方法はありますか	一括で支払えるような金額を設定する予定ですが、分割での支払いの要望があれば検討します。詳細は、第2段階の訴訟の手続き時に、あらためてお知らせします。
9	ライフティが倒産してしまうことはないのでしょうか。また、倒産した場合はどうなりますか	現時点では十分な資力を有していると判断していますが、絶対に倒産しないとはいえません。倒産した場合は、返還が実現できない場合があります。
10	ビューティースリーに施術を受けた回数のメモは、書き留めていたりスケジュールに登録していたりするものでもよいですか	記録の形式に定めはありません。情報となるものはできるだけ保管しておいてください。
11	ライフティへの支払いを振り込みでしました。その場合でも対象になるのでしょうか	ライフティとの契約が個別クレジット契約（個別に契約した分割払いのクレジット契約）であれば、該当します。
12	2018（平成30）年12月31日以前にビューティースリーと契約した場合は、対象にならないのでしょうか	対象となりません。
13	引継ぎ店舗や引継ぎ事業者でお試しをしましたが、まだ契約はしていません。訴訟に参加できるのでしょうか	参加できます。
14	引継ぎ店舗（引継ぎ事業者）と契約をしてしまいましたが、ビューティースリーと内容が違うのでやめたいと思います。訴訟に参加できるのでしょうか	契約内容や解約理由によっては、参加できる場合があります。個別に法律相談や消費生活センターへの相談することをおすすめします。